

平成28年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成28年7月15日（金）

愛知県障害者自立支援協議会

平成28年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

平成28年7月15日（金）午前10時から正午まで

2 場所

自治センター 12階 E会議室

3 出席者

池戸悦子 委員、加藤統祥 委員、川上雅也 委員、小島一郎 委員、榊原晴親 委員、鈴木孝光 委員、高橋脩 委員、玉木幸則 委員、坪井重博 委員、手嶋雅史 委員、服部具宏 委員、廣田祥久 委員、松下直弘 委員、三浦美智子 委員、三宅和人 委員、安井貴子 委員、渡辺久佳 委員

17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

1名

4 開 会

< 障害福祉課課長挨拶 >

< 委員紹介 >

< 資料確認 >

5 会長挨拶

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、平成28年度最初の愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、この協議会が愛知県における障害のある方々の相談支援体制等をより良くしていくために協議を行う重要な場であるとの役割を御認識いただいた上で、御遠慮なくお考えを仰っていただき、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

本日の会議の内容は、先ほど説明がありましたけれど、議題が2件、報告事項が7件となっています。盛りだくさんですけれども、委員の皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは早速ですけれども、議事に入らせていただきます。皆様の御協力によって会議を円滑に進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

6 議 事

議題（１）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について ア 人材育成部会の活動状況について

資料1 人材育成部会 平成28年度活動中間報告

高橋会長

早速、議題1の愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等についてに入ります。始めに人材育成部会の小島部会長よろしくお願いたします。

〔人材育成部会長説明〕

小島委員

人材育成部会の小島です。よろしく申し上げます。迅速な会議は最初が肝心かなと思いますので、簡潔に報告したいと思います。

資料1を御覧ください。まず、研修関係ですけれども、相談支援の従事者研修は現任研修のほうから始まっております。人数も入っておりますけれども、昨年度まで現任研修が120名程度だったのが、今年度は210名と受講が膨れ上がっております。24年度から始まりました計画相談で相談支援専門員が増えておりますので、増えた相談支援専門員の更新ということが大きなテーマになってきているということかと思っております。

前の協議会のときにも、課題忘れのことも報告したかと思っておりますけれども、課題の一覧をこちらで作成して配付することで課題忘れを現時点で210名中3名ということで改善ができてきているかなと思っております。現任研修のほうは過渡期かと思っておりますので、今後、相談支援研修も平成30年にカリキュラムが改正されるとか、いろいろとまた制度の変更もあるように聞いておりますので、対応していきたいと思っております。

一方で相談支援の初任者研修のほうも受講の締切をしまして、こちらは100名程度減りまして、340名の受講となっております。グループワーク中心に行いますので、ならしますとすごく大きく減ったという感じはしないんですけれども、現任と初任のバランスをこれからとっていく必要があるのかと考えております。

サービス管理責任者研修ですけれども、現在まだ受講の申し込み中かと思っております。毎年、受講の決定の基準のことが話題になっておりますので、今年

度、サービス管理責任者については法定実務経験をしっかりと確認して受講してすぐにサビ管として働けるということを基準にしたりですとか、減算の防止や事業を開始するということを条件にして実効性ということが高めるといことと、児童発達のほうも毎年受講希望が多いんですけども、各事業所、基本的に1名という基準で整理をしているところです。現在行っている研修に関しては以上です。

続きまして、継続して御報告しておりますサービス管理責任者研修の見直しについてですけども、元々、受講者の動機の部分をきっちり押さえていくことですとか、数への対応の工夫として有料化ということがずっと議論されております。めくっていただきますと、部会で使いました別紙ということで、検討試案を載せさせていただいております。運営を事業者に委託や指定という形で出しまして、実質研修の中身というのは今までも講師さん方中心に行ってきたかと思えますけれども、受講者の選定ですとか、名簿管理ですとか、市町村との関係性が重要な部分については県のほうで引き続き担っていただいたり、国の研修を受講した方と、実際、県のほうで御手伝いいただく講師さんとの連携ということが重要になりますので、その辺りも県のほうに現行通り残すという形で試案を作っております。

前回の協議会で各自治体の状況が分かるようなものがあると、という御意見をいただきましたので、3枚目に資料をつけさせていただいております。実際にはこの資料は今まで部会のほうで活用しながら話を進めてきたところです。47都道府県の中で、直営で現在サービス管理責任者研修を行っているのが約3割で、7割が委託若しくは指定という形になっております。特に愛知県というのは都市部になりますので、東京都は直営で入っておりますけれども、神奈川ですとか兵庫が委託という形で行っておりますし、大阪や福岡が指定という形で行っているということです。せつかく先にこのように委託や指定で実施している都府県がありますので、当然良いところは参考にさせていただいたり、実際やってみて課題になっているところは、もし後から愛知県がやるとしたら、同じような課題を抱えないように工夫していく必要があるのかなと考えているということです。今後、指定や委託を詰めていくということになりますと、当然、事業者任せということもよくないものですから、人材育成部会が中心になるかと思えますけれども、チェック機能をどのように持っていくかということも重要かと考えております。サービス管理責任者の研修については以上です。

最後ですけども、地域における人材育成ということで話題にしております。以前から県の研修だけではなくて、各圏域ですとか、市町の研修と連動しないと実効性を持っていけないという話をさせていただいているかと思

ますけれども、東三河南部圏域のアドバイザーの江川さんに委員に入っていただけで、取組を参考にさせていただいたり、他の例えば、尾張北部さんですとか、いろいろな圏域で、県でやっている研修のフォローアップのようなことをさせていただいております。そういうことを人材育成部会のほうでも参考にさせていただきたいと思いますし、是非、アドバイザー会議のほうでも話題にさせていただいて、お互いに連動していけるような形がとっていただけると考えております。

以下、受講定員ですとか、修了者数のことは資料を御覧いただければと思います。以上になります。

高橋会長

ありがとうございました。人材育成部会から今の研修の現状と見直しの問題を中心に簡潔に御説明いただきました。

ただいまの説明について、御質問、御意見はありませんでしょうか。今日は新しい委員の方がたくさん加わっておられます。最初に御発言される時だけは、お立場とお名前を仰っていただければなと思います。よろしく願いいたします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。

2点伺いたいと思います。1つは、3ページ目の他県の実施状況ですけれども、事業所の規模だとか、あるいは受講者数の規模を考えたときに、最も愛知県に近いと思われるのはどこだったかということは、御議論されていたのか。それが研修の指定、委託の判断にもなるのかなと思ったので、情報があればということです。

もう1つは、サービス管理責任者の話ですけれども、受講者の選定がそれぞれの市町村で一定の判断が入って県に上がってくると思いますので、どの辺りで適切な方をきちっと選んでいただきたいということを、市町村に対してどのように伝えていくのかということも課題かなと以前の会議でもあったかと思いますが、その辺、何か進んだ話があったでしょうか。

小島委員

他府県のどこが1番愛知県に似ているかという話ですけれども、特にここがというところまで話はしておりませんが、先ほど挙げました大都市を抱える都市部の県を中心に参考にさせていただいているのは確かです。

括弧の中に入っているのが受講料になるんですけれども、委託料の関係で、

同じ委託の中でも幅があったり、指定は委託に比べて当然高めにはなるんですけども、金額の話ですとか、実質どういう団体に委託をしていて、例えば講師なんかは大阪ですと3つの団体が受けているんですけども、どこでも講師の問題があるかと思imasので、その辺、どのように工夫しているのかとか、そういうところを県のほうを通じて情報をいただいているという格好になります。

受講決定の市町村レベルの推薦の話ですけれども、仰るように、何度も御指摘いただいております、なかなか県のほうから市町村にどこまでというところが簡単ではないという話を聞いております、その都度、口頭等でお願いはしていただいているんですけども、はっきりとこういう形でというところまではいけてない状況かと思imas。

高橋会長

よろしいですか。はい。どうぞ。

松下委員

ありがとうございます。もし可能であれば、せっかく他県の状況をお調べいただいたので、受講者選定とかその辺りも他県に参考にできるような方法があるようであれば伺いたいと思imasので、次回の部会で御議論いただきたいと思imas。よろしくお願imas。

高橋会長

他にありませんか。

人材育成というのは地域福祉を進めるための質を担保するための要ですから、特に重要な問題かなと思imas。着実に実績を上げていただいているわけですけれども、見直しの問題もサービス管理責任者の質と量の問題をいかに解決するのかというふうなことで、ここにあるような検討試案も挙げているんですけども、何か皆さん、これらも含めていかがでしょうか。

検討すべきポイントなんかについて、今、松下委員のほうから御意見をいただきましたが、他に重要な検討の留意点のようなものがあればお願imas。

どうぞ。

玉木委員

はじめまして。兵庫県から来ました玉木と言imas。

今年度、相談支援体制整備事業のスーパーバイザーをやらせていただいております。

私の兵庫県は、相談支援従事者研修を委託でやっているんですけども、気をつけないといけないのは、予算自体、委託事業先に行ってしまうので、下手をすれば委託先の都合で、日程や会場が決定されたりするという怖さがあるって、研修の検討委員会があったとしても、日程ありき、前年度の講師ありきで、委託先が研修のフレームを次々決めてしまう危険性というのがすごく高い。相談支援従事者研修事業を委託に出すときのメリット、デメリットをきっちりと整理していただいた上で、愛知県はこういう形で直営でいきます、こういう形で委託でいきます、こういう形で指定でいきますという根拠というか、課題整理をした上で、愛知県としての方針を決定していただきたいです。是非、検討していただければありがたいなと思います。以上です。

高橋会長

もし委託という方向に向かうとすれば、県としては要綱のようなものを作って対応されるということになるんですかね。もしもの話ですけども。

立花課長補佐

障害福祉課立花といいます。委託にしても事業者を選定する場合の根拠が要りますので、要綱が必要かと思います。事業者を指定する場合でも、どんな事業者を指定するのかといった取り決めが必要ですので、こちらのほうも何らかの要綱が必要になるかと思います。

高橋会長

ありがとうございました。玉木委員は今年度から先ほど御紹介が御自分からありましたけれども、スーパーバイザーをお引き受けいただいております。兵庫県から遠いところをおいでいただいております。是非、関西の状況をお聞きしたいと思っておりましたが、早速御発言いただきました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

松下委員

強度行動障害の研修についてですけども、事業者を指定されて実施されたかと思いますが、事業所、施設側から、更に研修の機会が欲しいというような声が出ていますが、研修を実施している事業者が増えていく可能性、あるいはそもそもニーズが出ているのか。その辺りの話題は出ているんでしょう。

うか。

小島委員

今年度の1回目の部会では出ておりませんが、事務局のほうで何かお答えできることがあればお願いします。

立花課長補佐

強度行動障害の支援者研修、基礎研修のほうなんですけれども、確か2つか、3つくらい指定事業者がいて、200人から300人ぐらいの修了者が出ています。それと強度行動障害支援者基礎研修と実践研修を合わせた従来の行動援護の研修ですね、こちらのほうも事業者はもう少し増えて4つぐらい確か指定をされていて、年間300人ぐらいの修了者が出ている、そのような状況です。

平成30年度で経過措置が切れるものですから、それまでにニーズが高まってくるということもあって、指定事業者さんも計画のほうをしていただけるんじゃないかと予想しています。

高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

川上委員

尾張東部のアドバイザーをやっております瀬戸市障がい者相談センターの川上です。

人材育成部会の議題に載っていないなというところでは、どこで検討するのか分からないですが、人材確保ということを育成の前に人がいなければ育成できないということは、どうして行くのか。うちの圏域では、ハローワークさんと連携しての事業者説明会とか、福祉人材のバスツアー、NPOの見学ツアーとかしているんですが、こういったことをどこで検討するのかということを一言お願いしたいなと思います。

高橋会長

人材育成部会のほうからどうですか。

小島委員

人材不足の話は話題としては出るんですけども、部会としてどうしてというところまでの話行ってなくて、私も現場でやっている人間ですので、

お話は本当にその通りだと思います。部会でも、アドバイザーさんなんかとも地域の取組の状況なんかも教えていただきながら検討していけるといいのかなと思いました。

高橋会長

県の立場からはどうですか。人材確保については社協なんかが中心になってやっているところも多いと思いますけれど。

立花課長補佐

人材確保について障害の分野にとどまらず、高齢者の介護でも不足しているというところで、県全体で取り組むべき課題だということで、具体的な人材確保策はこれから事業化などを含めて検討していくことだと思います。県の人材育成部会と連携して取れるべき策を地域アドバイザーさんの地域でやっているようなことも参考にしながら、考えていければと思います。

高橋会長

どこも困っておられる問題だと思います。はい。どうぞ。

鈴木委員

岡崎のびあはうすの鈴木といいます。よろしくお願いします。

この人材の話というのはものすごく多いんです。法人の都合とかもちろんあるんですが、いい相談員になったかと思うと、すぐに変わってしまって、相談支援をすごく一生懸命やってくれて、やっといい相談員になってくれたかなと思うと消えてしまうというような状況がある中ですごく難しい問題だと思うんです。

相談員の確保とか、定着に何かいい方法、何かいい案があれば、愛知県の考え方とか、皆さんの考え方とか、どういうふうに捉えてみえるのかなと聞きたくて発言させていただきました。

高橋会長

確保策についてですね。事務局から何かありますでしょうか。

立花課長補佐

先ほどの小島部会長からの報告にもございましたけれど、初任者研修が昨年度に比べて100人程減ってしまったというところがあります。今いる相談員さんをいかに定着していくかというところだと思います。現任研修につ

いては平成24年度に相談支援体制の拡充があって、現任研修受講者自体は毎年増えています。それがいつまで続くかというところが課題かとは思いますが、相談支援専門員さんがモチベーションを持ってしっかり仕事ができる環境の整備ということが必要かなと思っています。現任研修以外でも地域でやられているスキルアップ研修とか情報共有ができるようなところで、定着に繋がるような取組ができればと思います。

愛知県の障害福祉課のホームページにも、特に相談支援専門員さんに限ったわけではないんですが、県の研修体系が図に示してありまして、それを眺めていただいて、自分が次にどのような研修を受ければいいのかというようなことを感覚的に感じていただくようなものを示してございます。そういった、直接的には繋がらないかも知れないんですけども、何か、定着に繋がるようなことはいろいろと考えていきたいと思っています。

高橋会長

ありがとうございました。まだ、御質問、御意見もおありかと思えますけれども、この辺で次に移らせていただければと思います。

サビ管の研修の問題については質、量の問題が解決するのかが、一番の問題ですよね。その辺を中心に、新たな問題が発生しないか、そういうところも含めて更に検討を深めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか、皆さん。そういうことでよろしいですか。

では、そういうことで、引き続きよろしく願いいたします。

議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

資料2 地域生活移行推進部会 平成28年度活動中間報告

高橋会長

それでは、次に移らせていただきます。

では、三宅部会長、今度は、地域生活移行推進部会の報告についてよろしく願います。

三宅委員

地域生活移行推進部会の三宅と申します。知多地域障害者生活センターら

いふに所属しています。よろしくお願ひいたします。

では、部会の報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。まずは精神障害者の地域移行支援について。昨年度、各地域において地域アドバイザー、保健所、基幹相談センターの連携によってコアチームを作っていたいただき地域移行を進めていただきました。資料にあるように平成27年度の地域移行支援の実績がある市というのは御覧のとおりであります。制度の使いづらさが指摘される中での実績ではありますが、その他には制度を使わずに地域移行された数は把握できていないところですが、多数あるのではないかと思います。

次に、昨年9月に精神科病院への調査を行っていただきました。資料の現状のマルの2つ目にあります。詳細については別添1にありますけれども、これについては回答率が7割でした。更に回答率の地域格差があるので、早期退院に向けたニーズでは資料のように結果が出ています。①の地域移行支援サービスのニーズは332名、高齢者のケアマネジメントというニーズは345名、グループホームが353名という結果がでました。

地域移行支援のニーズが332名あるということは、今年度からの取組について、制度の利用の可能性が窺えるなあとと思います。また、高齢者のケアマネジメントが345名というこの新しいニーズは障害者支援という視点だけではなく高齢者支援の点からもアプローチが必要であることが窺えます。アンケートの詳細については資料を御覧いただければ結構ですが、この後の第4期障害福祉計画の進捗状況のところでも報告があるのではないかと思います。

右の今後の取組についてですが、地域移行支援の使い勝手について、地域移行支援や地域定着支援を使って良かったこと又は使い勝手が悪かったこと、あるいはどうして使わないのか、そういったことをヒアリングなどを行って制度の検証を行いたいと思っています。また、昨年度に続いて、地域移行支援対象者がいる市町村については、1年に少なくとも1件は実績を上げていただくようお願いをします。1件行えばよいというわけではなくて、成功体験を地域で共有していただき、更なる移行に繋げていただきたいと思います。また、成功事例は地域で共有していただくと同時に他の地域で共有できるようにしたいと思います。また、資料ではマルの3つ目に当たりますが、実績が上がらなかった場合とありますけれども、取組を可視化するために精神科病院への訪問回数、面接した入院患者数の確認を計画しています。そうすることで、良い補助指標になるのではないかと考えております。御協力をお願いしたいと考えております。

地域移行について最後に、精神保健福祉審議会の委員に新たに相談支援専

門員協会から入っていただけると聞いております。とても期待したいところです。

続きまして、地域生活支援拠点の整備について。各市町村の現状は、豊橋市が整備が進んでいると伺っていますが、資料のとおり、今年度整備予定は2市町村、29年度が40市町村という現状です。部会では引き続き情報の収集に努めていきたいと思っています。

資料をめぐっていただいて、次はグループホームの整備促進支援制度について。今年度の計画は御覧のとおりです。説明会では名古屋会場で89名、岡崎会場で42名の参加がありました。今後、見学会、相談会へと進んでいきます。今年度は、地域アドバイザーによる開設間もないホームへのモニタリングを行います。現在、対象として14ホームへの訪問を8月中には終わるように計画しています。名古屋市については郵送で実施を予定しています。どのような結果が出るかとても楽しみにしているところです。

以上で部会の報告を終了させていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見いかがでしょうか。

こちらのほうも着実に進めていただいているようです。今年度の計画も示していただきました。いかがでしょうか。どうぞ。

廣田委員

愛知県精神障害者家族会連合会の廣田です。よろしくお願いします。

僕は今豊橋に住んでいまして、進んでいるのかなと思う反面、まだちょっと不安な面があります。というのは、豊橋にはナカポツセンターとほっとぴあという基幹相談センターがありまして、自分は両方とも使って、過去にはナカポツセンターを使って松下委員のところで一般訓練を受けて一度は社会復帰をしたんですけど、そこで崩れて、そこを一旦離れて違うところへ繋がることのできた。そういうところはいいんですけど、いろんな人から調子の悪いとき、責められるというか、お前おかしいだろうと、確かに私も不安定になっておかしくなって、いろんなところに相談しまくってという経験があるんですけど、果たしてそれをどういうふうにして皆が共有して改善の方向に向けて話し合っていくのかというのが1つ重要な課題なのかなというところがあります。

また、ほっとぴあができて良かったなという点は、本当にいろんな方が協力して障害者のためにいろんなところを総合的に考えていただいて、ほっと

びあを通じて適切な支援機関に繋がるということがすごく改善された点でもあります。逆に言いますと、ほっとぴあとナカポツセンターを自分が紹介するに当たって、どちらがいいのかなというのが分からないところがあるので、その辺の課題も検討しながら、地域移行について制度がしっかりしてくればなと思っています。

高橋会長

実際2つのセンターを活用してみた。そこから出てくる御自分の御意見をお話いただいたかなと思います。他にありませんでしょうか。はい。どうぞ。

坪井委員

豊田市にある豊田西病院の坪井と申します。

精神障害者の地域移行支援の中で、資料の別添1のところで、早期退院に向けた福祉サービスニーズ量というのがあるんですけど、ここに高齢者のケアマネジメントの方が345人と書いてあるんですけど、アンケートを取られた中で、6か月以上入院している方を対象にニーズの調査結果が出されているんですけども、年齢の分布を教えてくださいなと思います。

角田主任主査

障害福祉課こころの健康推進室の角田と申します。この調査を担当させていただきました。

年齢別のデータが今手元にありませんが、当然ケアマネジメントニーズについては原則65歳以上、若干それ以下の方も含まれて回答されていたかと思います。データのほうはすぐにお示しする形で整理されてありますので、また後ほど提供させていただきたいと思います。

坪井委員

どうもありがとうございました。年齢のことにこだわって訊かせていただいたのは、高齢になってくると、どうしても合併症の問題が出てきて、糖尿病があるとか、高血圧だとか、中には癌になって医療が必要になって来られる方も結構おられて、そういう方が目立ってきています。糖尿病だと、内服の薬を飲んだりインシュリンの注射を打っている方もおられたりしますので、そういった合併症を抱えられた方というのは、やはり薬がちゃんと飲めなかったりとか注射がちゃんと打てなかったりとか、あるいは癌の治療について十分な治療の同意が得られない方もおられて、どうしてもグループホームとか病院外に移行するのは難しい方もおられるので、そういう合併症

のことも考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。

高橋会長

その辺のところの把握は可能ですか。精神科病院に入院してみえた方が二極化していて、高齢者の方も増えている、そういう人たちの処遇をどうするのか、これから大きな施策課題になっていますけれども、どうですか。

角田主任主査

今回の調査に関しましては、ここでは主要な福祉サービスとして地域移行支援、ケアマネジメント、グループホーム、3つのものを取りだして整理をさせていただきましたけれども、それ以外に、地域移行をするに当たって特に調整を要するべき事柄、調整に時間を要するべき事柄について、併せて個々のデータについて聞き取りをして回答をしていただいております。その辺についても分析できるのではないかなと思っております。

高橋会長

では、次回の時でもいいですから、先ほどの高齢者の方の年齢分布のところと今のようなことについて少しまとめて簡単にでも御報告をいただけますか。よろしく願います。他にありませんか。はい。どうぞ。

玉木委員

今の調査の内容について思うんですけど、病院の方が答えられたというけれど、高齢者とケアマネジメントということで、介護保険のケアマネジメントをイメージされて回答されたとしたら凄く怖いことで、そもそも障害の意味でのケアマネジメントを考えたときに、本人中心で進めていくということが原点にあるか、そこら辺の愛知県の考え方として、こういう意味でケアマネジメントという言葉を使っていますということがきちんと明記された上でこの調査が行われていたとしたら、この数字はいいのかなと思うんですけど、言葉だけ提示して、これに医療関係者がチェックしていたとしたら、ちょっとこの捉え方をきちんと整理しないとだめかなと思ったのが1つ。

ついでにもう1点質問させていただくと、地域生活支援拠点の整備についてですけど、ここには数の提示はあるんですけど、愛知県の計画として、拠点施設の整備を進めていくのか、今報告されたような面的な整備を進めていこうとしているのか、そういうことをきちんとここで報告いただかないと、数だけ挙げればいいのかということではないと思うので、そこら辺のことを少し御説明いただければと思います。

高橋会長

2点、よろしく。

角田主任主査

第1点目について回答させていただきます。調査に当たりましては、ここで言うケアマネジメントはどのような内容のものを指すのか、簡単な用語説明を付したうえで調査票は送付しておりますので、御理解をいただいた上での回答かと認識しております。

なお、この調査では高齢福祉サービスへのニーズを明らかにする目的で、介護保険のケアマネジメントを念頭に置いております。

立花課長補佐

地域生活支援拠点ですが、第4期障害福祉計画に書かれてございまして、市町村あるいは圏域に1か所以上というところで、面的ないしは拠点型という方向性は県としては定めておりません。

このアンケートで市町村の意向調査という形でお聞きしたところ、ほぼ100パーセント、面的整備という形で皆さん計画を進めているというところがございます。

高橋会長

よろしいですか。では、もう1点だけ。どうぞ。

三浦委員

育成会の三浦でございます。よろしく申し上げます。

地域生活支援拠点の整備についてお尋ねしたいんですが、以前のアンケートのときには拠点型があったと思うんですが、今回、全部面的整備になってしまったんだなあということがちょっと残念です。それぞれの市町村に必要なサービスを作っていくということなんでしょうが、今、どの分野でのサービスを面的で整備して行くのか把握してみえるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

立花課長補佐

どの分野かと言うと、相談支援体制の整備が進んでいると、そこに箱物が必要なもの、たとえば緊急保護、一時保護の施設、それから地域生活を体験する場が、どうしても建物、場所が必要になってきますので、そういったと

ころを社会資源を持っている事業者さんをお願いをして、基幹相談支援センターさんは研修機能なんかを持っているところがほとんどなので、そういった相談支援体制の事業所と箱物、場所を提供できるようなところを組み合わせで面的な整備を図っているというようなところが、先行事例として豊橋市さんがやられているんですけれども、そんなことを皆さん考えて面的に進めていращやるのかなと思っています。

高橋会長

まだ御質問、御意見があるかも知れません。では、どうぞ。

川上委員

うちの圏域でモニタリングを2か所のグループホームでするんですが、グループホームが建っているところがビルなんです。行政さんと事業者さんが県のほうに確認したところ、ビルですから1階に日中活動の場も作りたいと言ったら、だめだって言われたということで。市からも問い合わせをしたらやっぱりだめだと。理由は、地域生活で暮らすのに、ビルの中にグループホームと日中があっちはいかなのだと言われたっていうことがありました。田舎では、違う発想で何のことだかよく分からない。名古屋ではそういうビルの中にグループホームと日中活動の場所があるのが事実なものですから、この指導は有効なのか、1階に日中、2階以降にグループホームというのはやっちはだめなのかを明確に言ってもらわないと、そこの事業所さんのところにモニタリングに行くものですから。質問されると、また答えなきゃいけない。すみませんが、よろしく願います。

高橋会長

地域移行推進のためには重要なことなんですけれど、いますぐ答えられますか。

古賀主査

障害福祉課の古賀です。

今のところ、日中活動のところとグループホームについては県としましては好ましくないということで整理をさせていただいております。それについては、そもそもグループホームというのが地域生活というところでどうしても日中活動というグループホームの建物だけで終了してしまうおそれがあるというところで、やはり外に出ていただいて地域生活、地域交流をしていただくというような考えの下、今のところそのような判断をしております。

高橋会長

職住分離の考え方が基本にあるということですね。御意見がまだおありかと思えますけれども、この辺で締めさせていただきます。他に御意見がおありの方は事務局のほうに御提出いただければと思いますので、是非よろしく願います。

地域生活移行推進部会もこのような方向で進めさせていただいて、皆さんよろしいですか。

それでは、また今年度も引き続き部会長よろしく願います。

議題（２）第４期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

資料３ 第４期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

高橋会長

議題２ですけれども、第４期愛知県障害福祉計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

渡辺課長補佐

障害福祉課企画・調整グループの渡辺です。よろしく願います。

私からは第４期愛知県障害福祉計画の進捗状況について説明させていただきます。お手元の資料３の１ページを御覧いただけますでしょうか。

本日、年度が変わりまして新しく変わられた委員の方も６名ほどお見えになりますので、前回２月の自立支援協議会と重複してくる部分もございますが、説明をさせていただきます。

障害福祉計画につきましては、平成２７年から平成２９年度までの３年間の計画でございまして、障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくため、国の基本指針に基づき、大きく４つの数値目標を設定し、その達成に向けて取組を進めてまいりました。

目標の１点目、資料の左上にございますけれども、（１）の福祉施設入所者の地域生活への移行でございしますが、成果目標①としまして、平成２９年度末までの地域生活移行者数１，１１７人でございしますが、２７年度の実績は２９人でございました。内訳といたしまして、その下、ア、２７年度の地域生活移行者の詳細が記載してございますが、障害の福祉施設から２７年度に

退所された方が合計で146名でございまして、そのうち地域移行をされた方が29名でございました。そのうち27名がグループホームということになっております。また、過去の地域生活移行者数の推移は資料左下、参考2に記載してございますが、見ていただくと分かりますが、20年度をピークに減少傾向となっております。

次に成果目標②としまして、29年度末までの施設入所者数の削減数を158人とするものでございまして、平成27年度の実績は82人となっております。資料右側、中ほどの現状と課題を御覧ください。地域移行者の減少傾向の理由でございまして、複合的な要素もあると思いますが、第3期までの障害福祉計画を通じまして、地域生活への移行を進めた結果、地域生活への移行が可能な方は既に地域生活への意向を果たされ、現在、施設入所されている方は高齢化、障害の重度化が進んだ方が多く、また家族の高齢化など家庭の事情により地域生活への移行が難しい方の割合が高いことが推測されるのではないかと考えております。これらの推測を踏まえまして、今後は高齢化、障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるよう、特にグループホームやショートステイの量的拡充や受入態勢の強化、障害のある方が地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が必要と考えておりまして、まずは住いの確保としまして、施設整備費の助成や本県独自の建築基準法の緩和等のグループホーム整備促進支援により地域における住いの確保をしております。また、住宅支援の充実や市町村自立支援協議会等を活用した相談支援体制のシステム作りを推進するとともに、相談支援アドバイザーを活用しまして、広域的、専門的な事例に対応することなどにより、地域における相談支援体制の充実を図り、地域生活移行を推進してまいります。

続きまして1ページめくっていただきまして、2ページを御覧ください。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行でございまして、第4期計画での数値目標はこの分野におきまして3つございまして、いずれも平成29年度において、①入院後3か月経過時点の退院率の目標値が64パーセントでございまして、平成27年度の進捗状況といたしましては63.0パーセント、②入院後1年経過時点の退院率が目標値91パーセントに対して27年度実績が92.1パーセント、③29年6月末の時点において長期在院患者数の平成24年度6月末時点からの減少率については目標値が18パーセントでございまして、27年度は3.4パーセントとなっております。左側に目標①、②についてグラフを付けてございます。愛知県のデータと併せて全国の平均も併せてお示ししているところでございます。資料右側の評価と分析でございまして、成果目標の①、②については全国平均を上回るペースの

進捗でございますが、成果目標③については、現状ではございますが、計画の最終年度における目標値の達成は厳しい状況でございます。これにつきましては、新しく長期在院者となる患者の発生は減少傾向にございますが、既存の長期在院者の退院が芳しくないものではないかと考えております。今後の取組方針でございますが、病院主体の退院支援の取組は今後も継続が重要であると考えておりますけれども、成果目標③については、既存の長期在院者に対しては従来とは異なるアプローチでの取組が必要になると考えております。具体的には①から④に記載してございますが、長期入院者の属性分析を進め、その状態像に応じた支援策の検討や保健所や地域アドバイザー、基幹相談支援センター等から構成されるコア機関チームを障害福祉圏域単位で育成し、地域移行支援に係る協働を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、3ページ(3)地域生活支援拠点の整備でございます。これについては先ほども委員から質問がございましたが、第4期からの新しい地域の目標でございますが、成果目標といたしましては各市町村または各障害保健福祉圏域で地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するというものでございまして、これは国の基本指針に即して設定したものでございます。27年度の進捗状況といたしましては、豊橋市において面的整備により1つ完成となっております。この目標に関する課題と取組状況でございますが、多くの市町村は平成29年度に整備予定となっておりますので、地域アドバイザーを活用し、圏域会議を通じて市町村の取組状況を集約しながら各市町村における取組を支援してまいりたいと思います。

続きまして1ページめくっていただきまして、(4)福祉施設から一般就労への移行でございますが、障害のある方の一般就労は自立した地域生活を営んでいく上で重要な要素であり、第4期計画では3つの成果目標を設定しております。①の一般就労移行者数は、平成29年度末における目標値が1,178人のところ実績は877人でした。一般就労移行者数については年々増加傾向にございますが、要因といたしましては法定雇用率の引上げや平成30年度から法定雇用率算定基礎に精神障害のある方が加えられたことによりまして、民間企業の障害者雇用に関する意識が高まってきたこと等が推測されるかと思っております。一方で②の就労移行支援事業利用者数は平成29年度末利用者数が2,374人という目標に対しまして、実績は1,464人ございまして、進捗が遅れているところでございますが、これについては就労移行支援事業所数自体が伸び悩んでいることが挙げられます。また、成果目標③は資料右側ウに達成状況をお伝えしてありますが、3割達成、網掛の部分ですが、それが53か所でございます。0割の事業所が32か所

ということで、両極化している傾向がございます。今後につきましては、就労移行支援事業等の質と量の確保を図ることにより、障害のある方の離職を防ぐための就労定着支援の推進が課題であると考えておりました。各種研修の充実や整備費補助金の助成を進めるとともに事業所開設後への指導監査を引き続きしっかりと実施し、効果的な一般就労に繋げてまいりたいと考えております。

次に1ページめくっていただきまして、障害福祉サービス見込量に対する利用状況でございますが、3期計画の初年度の平成24年度と比べますと、一部を除き、各サービスともサービス利用実績等は伸びており、概ね第4期計画で見込んだサービス量の近似値となっております。就労継続支援A型につきましては、ここ数年事業所数が伸びており、利用実績も増加傾向にございます。また、グループホームにつきましても利用実績は伸びておりますが、地域生活への移行に向けて今後とも一層グループホームの整備を進めていく必要があると考えております。今後につきましては、福祉事業経験のない事業者の新規参入も多いと推測されますことから、今まで以上に適切な事業実施とサービスの質の確保が求められますので、第三者評価の積極的な実施を促す等、サービスの質の向上を図ってまいります。

1ページめくっていただきまして、6ページを御覧ください。サービスの状況を障害福祉圏域毎に分析した資料でございます。サービスを提供する社会資源については、どうしても地域によって差が生じてまいります。また各圏域においてそれぞれ違った課題を抱えているかと思っております。圏域毎のそれぞれの課題につきましては、各圏域に設置してあります圏域会議で利用実績等の検討を行い、地域の特性や課題を踏まえた今後の施策のあり方等の検討を行っていくところでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

高橋会長

今、説明していただきました。大体现状はよくお分かりかなと思っておりますけれども、御質問、御意見があればよろしくお願いたします。どうぞ。

三宅委員

資料1で質問させていただきます。現状と課題のところ、今後は高齢化、障害の重度化が進んだ方であっても地域での生活が可能となるようにとあって、これらの言葉、表現ですけれども、よく食い違うのが、県の方と私達と重度の捉え方が合っているのかな、同じなのかなと思うところで、県の方の重度というのはどのくらいのことを指して表現されているのか。私達だと児童精

神の方も含めたところの重度という認識を持っていると思いますけれども、教えていただければと思います。

渡辺課長補佐

ありがとうございます。重度の捉え方でございますが、一律的に障害支援区分が例えば4以上、5以上という捉え方はしておりませんし、捉え方は非常に観念的な要素があるかと思えます。障害支援区分が比較的軽くても対応等が困難な方もあったりします。そういうことですので、個別でそれぞれ考えていく必要があると考えております。

高橋会長

処遇困難の程度ということで考えてみえるということですかね。障害判定ではなくてね。

渡辺課長補佐

地域生活への移行ということで考えますと、そういう形で捉えるというふうに考えていますので、お願いいたします。

高橋会長

他にいかがでしょうか。地域移行については行き詰った状況という感じがしておりますけれど。はい。どうぞ。

手嶋委員

3点ほど。まず1ページ目の現状の課題のところ、既に4期の計画をするときに分かっていたことなのか、新たに気づいていたことなのかについて分けて整理してください。

もう1点が、今後の取組の方針なんですけれども、もう少し分かり易く、新規に取り組むのか、拡大をしようとしているのか、後はそのまま継続をしているんですよというところを明確に説明してください。

もう1点、今後の取組の中で、地域支援拠点という言葉が1つも出てこないんですが、それは施設のほうから出る方に関しては地域生活支援拠点は関係ないと思っていらっしゃるのか、今施設を利用しない人たちが施設に入れないための歯止めとして地域生活支援拠点を考えているのかという、その捉え方の説明をお願いします。

併せて地域生活支援拠点のことなんです、危惧しているのが、たとえば今まで使っていないどんぶりが家から出てきましたと。このどんぶり、せつ

かくだから御飯を盛るのにも使えますよね、うどんを食べるのにも使えますよね、かつ丼を食べるのにも使えますよね、みたいな形で、既にあったサービスをレ点で、地域生活支援拠点の項目に当てはめるような、これってこういうふうに使えるよねってことで結果整理しちゃっているという部分があるということが、見えているのか見えていないのかというところを県としてどのようにお考えなのかということがあります。

4ページ目に、離職を防ぐための就労定着支援というのは居住支援の横出しとして捉えていらっしゃるのか、就労支援の上乗せとして捉えていらっしゃるのか、今のところの解釈をお願いします。

一つ最後をお願いなんです、平成30年に第5期の障害福祉計画が始まるわけですけれども、市の方が本当に翻弄されておりました、尺を6年間に延ばした方がいいのではないかと、障害基本計画と障害福祉計画をぞろ目で合わせて別々に作るのは大変だから止めようとか、もう少し長めに6年でいいじゃないかというような形で、市の方は策定に関して評価も含めて困ってらっしゃるという現状があるので、29年度に次の計画の予定が立つてくると思うんですが、是非、県として、市の方が今後福祉計画をどの尺で捉えようとしているのか、そして策定に関してどんなことを困ってらっしゃるのかというところの集約をこの時期していただけるといいかなと、次の自立支援協議会のときに、市の方達にこの実態を報告していただけると助かるかなと思います。

高橋会長

それでは順次お願いします。

渡辺課長補佐

御質問ありがとうございます。5点質問いただきました。

1点目でございますが、まずこれは4期の計画を策定する時点において承知していたか、分かっていたかということだったかと思うんですが、これにつきましては、4期計画を平成26年度に策定する際、御説明をさせていただいたところでございます。その時点におきましても状況につきましては認識は持っておりましたが、国の基本指針に則りまして地域生活移行に関する成果目標は作っております。国の基本指針が左上に書いてございますが、3期計画の未達成分もプラスアルファして計画を策定というお示しをされているということを踏まえまして、このような1,117名という高い目標になっております。これにつきましては、なかなか達成は、まだ27年度の実績ができたばかりではございますが、計画策定が29年ということでもございま

すので、今難しい状況でもございますし、この資料ではなかなか見づらいいいいますか、分かりにくいわけではありますが、愛知県は元々福祉の施設の件数も少ない県であります。47都道府県中1番少ないという県でありまして、一方目標は高い目標を掲げております。そういう点もありまして、達成の状況としては非常に厳しい状況ではあります。しかしながら、地域生活移行の重要性ということは変わることにはございませんので、引き続き取り組んでいきたいということで、このような目標を掲げているところです。

取組方針につきましては、新規、拡大、継続とってなかなか一言では言いづらいところがございますが、従前も取組をしておったところでもありますので、それを更に力を入れて拡大していくということが大きいと思います。取組を途中で止めていいということもございませんので、3期からの取組を踏襲しているところが多いのかなと思っております。

3番目でございますが、地域生活支援拠点の整備につきまして、1番のところを取組方針に記載がないということで御指摘されました。確かに委員の御指摘のとおりですが、これにつきましては3番目の目標のところを書いてございまして、こちらのほうに改めて書いてないのですが、地域生活支援拠点の整備も地域生活移行を図る上では重要な観点でありますので、それを視野に入れた形で取組を合わせて行っていきたいと思っております。

4番目でございますが、福祉施設から一般就労への移行であります。就労支援計画、上乗せ、横だしかということにつきましては、本日、就業促進課のほうに不在ということもありまして、なかなかはっきりと答えられないところもありますので、確認して、これにつきましてはお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

5点目でございます。4期の計画も来年度までですので、もう来年は、5期の計画を策定するというような段取りになるかと思っております。尺を伸ばすということで、計画の設定期間を拡げるというような御意見だったかと思っておりますが、これにつきましては、まだ国のほうでも5期の計画についての検討を今ちょうどしているところだと思っておりますので、その検討状況も注目しながら考えていきたいと思っております。また、市の方が困っているというお言葉もございました。これにつきましては、圏域の会議等、県で開いているものもございますので、機会を捉えまして市町村の方の意見をお聞きしながら、今後どういう形で展開していくかということを考えていきたいと思っております。また、委員等から御意見をいただきまして、5期の計画をどうするか、まだ先の話しで早いですけれども、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございます。他にも御質問、御意見があるかと思えますけれど、どうぞ。

廣田委員

この福祉計画の中には精神障害者の24時間救急医療に関する記載がなかったの、その辺のことをお聞かせ願えたらなと思うんですけど。例えば地域移行でいろんなグループホームができたとしても、何か緊急性で調子が悪かったりしたときに、誰でも気軽に利用できるような医療機関というのはあるんでしょうか。

高橋会長

この点について、どうですか。

角田主任主査

精神科の救急体制整備の問題は非常に大きな話題として、これにつきましては障害福祉計画の目的の中には盛り込まれておりませんが、別途、県の地方精神保健福祉審議会のほうで継続審議がなされているところです。そちらのほうでまた体制整備については議論が進むものと考えております。

なお、緊急で精神科受診が必要となった場合には、愛知県精神科救急情報センターで相談に応じる体制が現在できております。

高橋会長

ありがとうございます。よろしいですか。時間が限られておりますので移らせてください。それでは、進捗のほう、よろしく申し上げます。

報告事項

(1) 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

資料4 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

高橋会長

報告事項が7件あります。まず、障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について最初に御報告いただいて、この件についてはアドバイザーも一

生懸命、取り組んでおられますので、皆さんの御意見を少しお伺いしたいと思っております。それを終えた後、その後の6件については一括して御報告いたしまして、時間があれば、御質問、御意見を承りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、まず、アドバイザー会議の検討状況について、よろしくお願い申し上げます。

立花課長補佐

資料4を御覧ください。障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について報告させていただきます。5月31日に第1回障害者相談支援アドバイザー会議を開催いたしました。各地域アドバイザーの皆様から各圏域の地域課題について御報告をいただき、年間を通じて重点的に情報共有を行う事項について決定しました。今年度は1番上のハコ、右側にありますように、重点検討事項として地域の障害児支援体制の整備について取り扱うことといたしました。これについて複数の圏域において地域アドバイザーさんから放課後等デイサービス事業所等の増加に伴い、サービスの質の低下が危惧されるとの報告がございました。国におきましても本年3月に障害児通所支援に係る質の向上に係る留意事項通知が発出されており、通知文中には特に放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がなされております。そうしたことから、次の課題として地域の障害児支援体制の整備を今年度の重点事項として取り上げ、真中のハコにありますように、まず地域分析として各市町村の障害児支援体制の状況調査、これを9月30日開催の第2回会議までに取りまとめ、その結果等を踏まえた検討を予定しております。

なお、この課題に関連しスーパーバイザーから意見をいただいております。紙面中ほどの主な発言3つ目の職員の質の低下に対して、仕事の価値を共有するために研修の実施を増やすことや職場内でのPDCAサイクルの実践が対策として挙げられるが、虐待や差別にしても、ちょっとしたきっかけであるところの苦情、これを自分たちのスキルアップに繋げることが大切であり、こういった苦情をサービスにフィードバックして人材育成ができるように、放課後等デイサービスなどの新規開設事業所には第三者の苦情窓口を設置することが必要との意見をいただいております。

また、1番上のハコ、右側上段にお戻りいただきまして、情報共有事項については地域生活支援拠点の整備についてと障害者の地域移行についての2つを取り上げていくこととしております。これら2つの情報共有事項につきましては、昨年度に引き続き、地域の先進事例などを共有しながら、各地域

の取組に反映できるようにしていきたいと考えております。

なお、これら課題に対しスーパーバイザーから意見をいただいております。紙面中ほどの主な発言の2つ目、精神障害者の地域移行に関する意見となりますが、診療報酬改定、精神保健福祉法の改定もあり、精神科病院も地域の1つの機関として地域と一緒に障害者の地域移行を考えていく機運が高まっております。是非、地域からも声をかけていただくことを期待するとの意見をいただいております。また、主な発言の1つ目、昨年度の検討項目を特に精神障害者の地域移行と限定した点について、第4期障害福祉計画の進捗管理といった視点から精神障害者だけでなく、身体障害者、知的障害者の地域移行も現状の検討に含めるべきではないかとの御意見をいただきました。この意見を踏まえまして、今年度のアドバイザー会議では、身体、知的障害者の地域移行についても併せて取り上げていくこととし、精神障害者の地域移行と限定することなく、障害者の地域移行について情報共有事項とすることといたしました。その他報告事項としてグループホーム整備促進支援制度、相談支援センター設置状況に係る調査結果について事務局からの報告をいたしました。

以上、障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況についての報告とさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。この検討状況について、皆さん、御質問、御意見ありませんでしょうか。

川上委員

専門部会が、障害児支援体制整備についてないというのは、どこが担っていくのか。県が状況調査をして、アドバイザー会議に報告していただくだけではなくて、下の2つ、今年度からは情報共有となりましたけれども、専門部会等の設置というのは、どこで議論をするのかという、深める場所が必要じゃないのかなと思いました。

高橋会長

どうですか。

立花課長補佐

今年度はちょっと間に合いません。地域アドバイザー会議は自立支援協議会の専門部会ではないんですが、ただその機能を補完するものとして今年度

は地域アドバイザー会議のほうで障害児の相談支援体制について話をしていた
ただき、この障害児の地域生活を支えるものについて、今の地域部会でやる
のか、新たな部会を設置してやるのかということについてはまたちょっと考
えさせていただきたいと思います。

高橋会長

よろしいですか。はい。どうぞ。

三浦委員

主な発言のところですが、職員の質の低下に対してというところなんです
が、放課後等デイサービス等の新規開設事業者に対して第三者の苦情窓口の
設置を促すとあるんですが、これは今までのところは、もう既に開設をして
いるということで、新規開設をするところに対しての設置だけを促すという
意味なんですか。当然、今現在、放課後等デイサービスの問題があつて、
私たちの耳にも入っているわけですけど、そこでは苦情解決の仕組がどう
なっているのか分かりませんので説明をお願いします。

立花課長補佐

既存の事業所においても第三者の相談窓口の設置を進めていくというところ
で、スーパーバイザーさんからの御意見としては、これから県のほうで指
定申請が来た事業所については、第三者窓口もきちんと設置するように働き
かけをしてほしいという御発言があります。ただその裏には既存の事業所
においても第三者の相談窓口が必要であるということは言うまでもないかと思
います。

高橋会長

放課後等デイサービス事業所が急増していて、しかも小規模で支援態勢も
非常に脆弱だと、そういう点からいうと実態把握と質の向上をどうするのか
というようなことについて考えないといけないかも知れませんね。その辺の
ところも皆さんで検討して方向性を出していただければなと思います。

他にありませんか。はい。どうぞ。

松下委員

放課後等デイサービスの話が出ましたので、障害児支援について話たいと
思います。2点。1つは質の確保という部分のこれからの課題と申しますか、
厚生労働省のほうから放課後等デイサービスの運営についてのガイドライン

が発出しているんですが、これが周知をされていないという現状があるかと思
います。その中では、管理者としてやるべき仕事、児童発達支援管理責任者
としてやるべき仕事、それから、サービス提供職員としてやるべき仕事、そ
れぞれの階層に応じた取組がかなり細かく書かれています。そういったもの
を通じて各市町村や圏域で事業所向けの研修会だったり、あるいは事業所同
士の相互の研修の場を設けていくというのは、十分に質の担保に貢献できる
のではないかなと考えていますので、是非、活かしていくことを御検討いた
だきたいと思ひますし、私も児童発達支援管理者の研修でお伝えしたいと思
ひます。それが1つ。

それから平成30年度には障害福祉計画の見直しだけではなくて、障害児
福祉計画の策定が控えているかと思ひます。そこで数値目標を設定すること
によって、数値目標に達しているから指定をしないということもできると国
の資料も記載されているかと思ひますので、そうすると、この需要と供給を
どう読み込んでいって数値目標を新たにまた作っていくのかということ、
非常に重要な準備が必要なのかなと思ひます。そうすると、30年度に向
けての準備を、28年度のうちに、ある程度課題の抽出であったり、現状把
握ということを決まらせておいたほうがよろしいんじゃないかなと思ひますの
で、是非そこに向けて準備をしていただけるとありがたいなと思ひます。

立花課長補佐

ガイドラインの普及については国のほうも口を酸っぱくしておりますので
それは、ことあるごとに示していきたいと思ひます。平成30年度の児計画
を策定するにおいて、目標を達成しているところには指定しないことができ
る規定があるという場合には、当然、地域分析等が必要になってくると思ひ
ますので、それも併せた形で考えていくことと思ひます。

高橋会長

ありがとうございました。まだ御意見がおありかも知れません。アドバイ
ザーの方々の御意見もお伺いしたかったですけれども、次に移らせていた
だきます。

報告事項

- (2) 愛知県障害者計画の概要について
- (3) 愛知県障害者差別解消調整委員会の設置について

- (4) 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について
- (5) 愛知県特別支援教育推進計画の推進方法の目標及び進捗状況について
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正について
- (7) 発達障害者支援法の一部改正について

資料5 愛知県障害者計画の概要について

資料6 障害者差別解消調整委員会について

資料7 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会 実施計画

資料8 愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況

資料9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正について

資料10 発達障害者支援法の一部を改正する法律について 概要

高橋会長

愛知県障害者計画の概要についてからよろしく申し上げます。

渡辺課長補佐

お手元の資料5でございます。愛知県障害者計画の概要についてでございます。愛知県障害者計画につきましては、前回2月19日の障害者自立支援協議会におきまして、議題として御検討いただき、本協議会の委員からの御意見や同日に開催いたしました愛知県障害者施策審議会での委員からの御意見等を踏まえ修正を行い、本年3月に策定したところでございます。本来であれば、本日成果物として冊子を配布させていただければ全体を把握することができてよかったです。今、製本の発注をかけているところでございまして、納品が8月の頭ぐらいということでございます。また出来上がりましたら、各委員の方に郵送等でお配りしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。そういう状況でございますので、本日机上配付となってしまいましたが、県のホームページにPDFファイルで掲載されております障害者計画部分につきましてダウンロードしたものをお配りしておりますので、改めて御確認いただければと思います。

資料5の概要につきましては前回と基本的には同じでございますが、この計画は障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として位置づけるものでございまして、(2)の経緯にございますが、21世紀あいち福祉ビジョン、あいち健康福祉ビジョンにおける障害のある方に係る記載部分を障害者計画とし

て施策の推進を図っております。計画期間の最終年度が27年度となっております、あいち健康福祉ビジョン2020を引き続き障害者計画として位置付けるというものでございまして、目標年次といたしましては28年度から32年度までの5年間を計画期間としております。基本的な考え方といたしましては、現行のビジョンを引き継ぎ、ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいちでございまして、「あいち健幸社会」の実現ということで、(2)めざすべき健康福祉社会の姿でございまして、子ども、障害のある人など、すべての人が活躍する「人が輝くあいち」でございまして、その下の囲みでございまして、障害のある人のめざすべき具体的な状況は記載のとおりでございまして、計画の推進ということで書いてございまして、1つ目のマルにございまして、このビジョンは、包括的な視点で健康福祉分野全体の施策の方向性を示しまして、各個別計画と一体となって取組を推進するものでございまして、

障害分野の個別計画は先ほど説明させていただいたところでございますが、第4期の障害福祉計画となります。また、3つ目のマルでございまして、部長を本部長とします健康福祉ビジョン推進本部におきまして、年次レポートを作成して、しっかり進行管理をしていくことを考えております。また、御意見等いただきまして計画に記載した内容に一層取り組んでいくよう、それぞれの課題についてはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

時間の関係もありまして詳細な説明は割愛させていただきました。また御質問等がありましたら、障害福祉課の企画・調整グループのほうにお問い合わせ等いただければ幸いです。

以上でございます。

高橋会長

それでは引き続き、障害者差別解消調整委員会についてお願いします。

伊藤主任主査

障害福祉課相談支援グループの伊藤と申します。

障害者差別解消調整委員会について御報告させていただきます。資料6でございまして、まず1ページを御覧ください。本委員会につきましては、障害を理由とする差別を受けた障害のある人等からの求めによりまして、知事が事業者に対しまして助言、あっせん又は指導を行うに際しまして、必要に応じて意見を聞くため、愛知県障害者差別解消推進条例に基づきまして、本年4月1日に設置された委員会でございます。

それでは、委員会の概要について簡単に説明させていただきます。まず、委員でございまして、条例で学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び

社会参加に関する事業に従事する者、それから事業者を代表する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命すると規定されておりまして、学識経験のある者が3名、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者が6名、事業者を代表する者が6名の計15名の方を任命しておりまして、任期は2年でございます。委員名簿につきましては、お手元の資料6の2ページに掲載しております。なお、差別につきましては幅広い分野に発生する可能性があることから、事案によっては、その分野における専門家等を、今任命している委員の他に専門委員として置くことができるとしているところでございます。

次に、本委員会の役割でございます。知事が不当な差別的な取扱いに関する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を求められた場合、これらの行政指導を行う判断に当たり、調整委員会の意見を聞く必要があると認める事案に対しまして意見を聴取することとしております。例えば当該事案が不当な差別的取扱いに該当するかの判断が困難であったり、当該事案における財、サービスや各種機会の提供を拒否する等の取扱いが正当な理由に相当するかの判断が困難な場合等に意見聴取をすることとしております。

それから、右側のほうに、相談から解決の流れ全体における調整委員会の位置づけにつきましてスキーム図として示させていただいているところでございます。差別につきましては、そのほとんどが事業者側の障害者差別の禁止についての理解不足が原因で発生すると考えられることから、相談を受けた相談窓口がまず事業者に対しまして助言や啓発などを行うことにより、障害のある方と事業者との建設的対話による相互理解によって解決を図るということを原則としているところでございます。しかしながら、それで解決が図られない場合につきましては、障害のある方等からの求めによって、知事が助言、あっせん、指導等を行うこととしております。その際、先ほど申し上げましたとおり、必要に応じまして、調整委員会の意見を聞くこととしていたるところでございます。なお、条例では、あっせん案を受諾しない場合や、指導に従わない場合は勧告、勧告に従わない場合は公表ができるとしているところでございます。

資料3ページ目を御覧ください。部会の設置についてでございます。まず、本委員会に部会を設置する目的でございますが、(2)にございますとおり、幅広い分野で発生する差別事案に対しまして、審議を専門的、効率的に行うため、発生した分野及び障害種別に対応する委員で構成する部会において審議するためでございます。資料右側にございますとおり、委員の推薦団体における障害種別や事業分野によりまして、第1部会から第4部会までの4つの部会を構成いたしまして、定員はそれぞれ7名としております。また、恐

縮ですが、左側にお戻りいただきまして、(5)にございますとおり、個別の事案に関する審議に関しましては、原則として、ここで設置しました部会で行うこととしております。なお、資料では、部会構成(案)となっておりますが、去る5月27日に開催されました第1回の委員会全体会におきまして、委員会の運営や部会の設置について審議していただき、正式に決定されているところがございます。以上、簡単でございますが、障害者差別解消調整委員会についての御報告とさせていただきます。

高橋会長

それでは、次は特別支援教育推進計画についてお願いします。

尾本主査(特別支援教育課)

特別支援教育課の尾本と申します。

愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況についてです。

まず、幼稚園、小中学校、高等学校に係わる部分を報告させていただきます。1の各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成についてです。御覧のような数字になっております。今後、教育支援リーフレット等を活用いたしまして個別の教育支援計画を作成する良さ等を保護者等へ伝えることで作成率の向上を図っていこうと思っております。

2の中学校在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の高等学校等への引継ぎについてです。引継ぎ率は60パーセントとなっており、特に公立高校、私立高校への引継ぎはまだまだ低い状態です。各中学校へ支援情報を確実に進路先に引継ぐことの必要性を伝え、引継ぎ率の向上を目指していきます。

3の特別支援教育に関する研修会への参加についてです。今後も様々な役割、立場に応じた研修会を実施し、内容の充実を図ると共に、特別支援教育に関する研修を受講したことのない教員が研修に参加できるよう、市町村教育委員会を通じて各学校へ呼び掛けてまいります。

4の特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率については、まだまだ全国平均を下回っております。今後も免許状の保有率が上がるよう認定講習の受講等と呼び掛けてまいります。

5の小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流についてです。昨年度より人事交流のニーズが増えており、教員の専門性に役立っております。

神本主査(特別支援教育課)

特別支援教育課の神本でございます。

私からは、資料右側の特別支援学校における実施状況を報告いたします。まず、1の重複障害学級の増設についてです。平成26年度までの基準を見直し、昨年度から(1)と(2)を増設いたしまして、今年度も同じ基準で重複障害学級を設置いたしました。

次に2の専門性の向上についてです。(2)のイにありますように、本県特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均より10ポイント以上低い状況にあります。保有率の向上に向け、上のアにありますように、昨年度、新規採用教員選考試験において、特別支援学校教諭免許状を保有している方を対象とした特別選考を実施しております。また、免許状取得に向けまして、管理職へ指示、依頼をしております。

3点目ですが、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消についてです。県立半田特別支援学校並びに県立春日台特別支援学校の過大化による教室不足を解消するため、(1)のイとウにありますように、平成30年度、31年度の開校を目指して現在、新設校の準備を進めております。

4点目ですが、長時間通学の解消についてです。(2)にありますように、今年度、知的障害特別支援学校2校において、各1台の増車を行いました。肢体不自由特別支援学校につきましては、2校に各1台の増車をいたします。

最後に就労支援について御報告いたします。1の(2)にありますように、昨年度、拠点校2校に1名ずつ、合計2名の就労アドバイザーを配置いたしました。実習先や就労先の開拓、企業等との連携につきまして専門的に取り組んでおります。また2の(1)にありますように、県立いなざわ特別支援学校、県立豊川特別支援学校の2校におきまして、今年度から職業コースを設置し、就労支援の充実を図っております。今後、順次他の知的障害特別支援学校へも職業コースを設置してまいります。

以上、愛知県特別支援教育推進計画策定後の施策の実施状況につきまして、報告させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

高橋会長

はい。次に行きます。総合支援法と児童福祉法の一部改正について願います。

古賀主査

総合支援法と児童福祉法の一部改正について御説明をさせていただきます。

資料9を御覧ください。皆さんよく御存じだとは思いますが、平成25年4月に施行されました障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途とし

て、障害福祉サービスのあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとされていきました。それで、総合支援法及び児童福祉法の一部改正が平成28年6月3日に公布されております。趣旨としましては、ここに書いてありますとおり、生活支援と就労支援の一層の充実や高齢障害者による介護サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うとされております。

概要につきましては、まず、障害者の望む地域生活の支援としまして、一人暮らしを望む障害者支援施設や、グループホームを利用していた方に対する自立生活援助の創設であるとか、一般就労に移行した障害者で就労に伴う生活環境により、生活面で問題が生じている方の就労定着支援、それと、障害児ニーズの多様化へのきめ細やかな対応としましては、重度障害により外出が困難、著しく困難障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。また、保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児も対象に拡大するというものです。施行日については、平成30年4月1日となっているんですけども、2の(3)医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保険・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。これについては、公布日の平成28年6月3日から施行されております。

最後に、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備としまして、2にあります都道府県がサービス事業所の事業内容の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るための規定を整備するというところで、窓口は愛知県、都道府県が中心となってやるものでございます。これについては事業所数が平成22年4月1日については48,300事業所であったのが、27年4月には90,990事業所まで増えているということで、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすると共に、質の向上が課題となっているということで、この情報公開制度については、介護保険制度と子ども子育て支援制度においては、事前に制度が導入されておりますけれども、国のほうに確認をしましたら、平成30年4月から事業所からの情報が入るようにして、県としましては、平成30年7月を目処に利用者の方がインターネットを使って閲覧できるように情報公開するという流れになっております。これも平成30年4月1日に向けて、我々もしっかり情報を把握しながら、より良いサービスが提供できるように把握をしていきたいと思っております。

以上です。

高橋会長

続きまして、発達障害者支援法の一部改正についてお願いします。

立花課長補佐

資料10を御覧ください。発達障害者支援法の一部改正について説明させていただきます。

発達障害者支援法は平成17年の法施行後約10年が経過しまして、この間、障害者を巡る国内外の動向を受けまして、このたび、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、法律の全般にわたる改正が行われました。改正法は5月25日の参議院本会議で全会一致で可決成立し、6月3日に公布されております。

それでは主な項目について、順番に左のハコの第1総則から説明させていただきます。(1)目的、第1条では、切れ目なく発達障害の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとることを規定すると共に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが目的に規定されております。

(2)発達障害者の定義、第2条では、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者と規定され、社会的障壁の定義が新たに追加されております。

(3)の基本理念、これは、第2条の2として条文が新たに追加されております。①、②、③と基本理念が規定されております。

真中のハコの第2の発達障害者の支援のための施策の(2)教育、第8条では、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定すると共に支援体制等の整備として、個別の教育支援計画及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、併せて専修学校の高等課程に在籍する者も支援の対象であると規定されております。

それから(4)就労の支援、第10条では、就労の支援の主体に、都道府県に加えて国を規定すると共に、国及び都道府県は個々の発達障害の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないことが規定されました。また、事業主は発達障害の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保すると共に、個々の発達障害の特性に応じた適切な雇用管理を行うことによつて、その雇用の安定を図るよう努めなければならないものと規定されてお

ます。

それから（７）司法手続における配慮が、第１２条の２として新設されております。発達障害者が刑事事件等の取り調べや裁判等において不利にならないように、国、地方公共団体は個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮、その他の適切な配慮をすることとされております。

右上のハコの第３の発達障害者支援センター等の（１）センター等による支援に関する配慮、これが第１４条に項を追加して新設されております。都道府県は発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をするものとされております。

（２）発達障害者支援地域協議会が第１９条の２として新設されております。都道府県は関係者との連携の緊密化を図ると共に地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができるものと規定されました。

右下のハコ、第５その他でございます。（１）施行期日は６月３日の公布日から３月以内に政令で定める日となっています。まだ政令は発出されていませんが、発出されましたら市町村等関係者に通知をさせていただきたいと思っております。説明は以上です。

高橋会長

それでは最後、第１６回全国障害者芸術・文化祭あいち大会実施計画についてお願いします。

石黒課長補佐

障害福祉課の石黒と申します。

第１６回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について御説明させていただきます。お手元の資料７、実施計画をよろしく願いいたします。１６ページの冊子となっております。

まず２枚はねていただきまして、１ページ基本理念でございます。障害のある方も芸術、文化活動を通じて国民の障害への理解と認識を深めると共に、障害のある方の社会参加を促進することを目的に開催するものでございます。主催につきましては厚生労働省、愛知県、名古屋市となっております。２ページ、開催期間は、今年１２月９日（金）から１１日（日）まで、ただし、美術・芸術作品展は１２月３日（土）から開催いたします。会場は愛知芸術文

化センター、中区役所にごございます名古屋市民ギャラリー栄、名古屋三越、ナディアパーク等、名古屋栄周辺の6か所の会場となっております。

1枚はねていただきまして3ページ、企画体制ですが、NPOの方やデザイナーや美術館学芸員等、8名からなるキュレーターやプロデューサーの専門的な御意見を聞きながら進めております。

また、1枚はねていただきまして5ページ、事業内容でございまして、事業内容といたしまして、まず芸術・文化祭、その中でも美術・文芸作品といたしまして、全国から障害のある方の絵画や書道、写真等を500点ほど公募しまして、全て展示させていただくということで、名古屋市民ギャラリー栄で予定をしております。なお、6月27日から、今全国に向けて作品募集を開始しているところでございまして、2つ目のマルでございまして、県内外で活躍されているアーティスト等の紹介作品展も行いたいと思っております。右側6ページにごございますように、出典作家といたしまして、誰もが知っている山下清さんや、ヴェネチア・ビエンナーレにも出典されました澤田真一さんの作品展示を行ってまいります。更には地元愛知の方々の優れた作家なども多く展示して全国に発信していきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして7ページでございまして、こちらが舞台芸術でございまして、こちらにも全国から音楽やダンス、演奏等、約20団体を公募して大会会場で発表していきたいと思っております。2つ目のマルでございまして、あいち大会プロデュース舞台「親指王子」を上演します。こちらのほうは、しっかりとした舞台美術や照明の中で総勢100名の方々が親指王子に出演していただきたいと思っております。こちらの舞台芸術のほうも6月27日から出演団体を募集しております。更に右側8ページにごございますように、県内外で活躍している団体の舞台を紹介してまいりたいと思っております。

また1枚おめくりいただきまして9ページでございまして、ふれあい交流であります。全国大会ですので、県内外からお越しになられる方や、障害のあるなしにかかわらず、交流していただけるように開催するものでございまして、講演会やシンポジウム、ワークショップ等を行うものでございまして、講演会としましては、多摩美術大学学長の建畠哲氏や、伊藤亜紗氏の講演が決まっております。

また1枚はねていただきまして、11ページは現在までに決定しているアーティスト、12ページは開催会場となっております。

また1枚おめくりいただきまして13ページ、連携事業といたしまして、市町村や大学等と連携して、あいち大会と関連した作品展やシンポジウムを行い、名古屋市内だけではなく、県内での展開を図って進めてまいりたいと

思っています。現在、豊橋、豊田、春日井、県立大学等々と連携を図っております。

続きまして14ページ、上から2つ目、学校等との連携なのですが、生涯学習、部活動等の学校行事として、このあいち大会に学校行事として来場していただくものでございます。今のところ20校から申込みをいただいております、小学校が6校、中学校が5校、特別支援学校が9校から申込みをいただいております。

最後にイベントといたしまして、今年は芸術、アートの年ということでありまして、8月から現代アートの祭典あいちトリエンナーレ2016や、10月から国民文化祭が始まりますので、そういった会場、会期に合わせて、展示やトークイベントを行って、PRをしっかり図ってまいりたいと思っております。

後、お手元のほうにチラシも配らせていただいておりますが、ちょうど今、イベントとしまして、越境する身体 西村陽平と出会った子どもたちと題した展覧会を、名古屋広小路通沿いにごございます愛知県立芸術大学サテライトギャラリーで今開催しております。美術作家西村陽平氏の作品や、西村氏が盲学校の児童生徒に行った美術教室の作品を紹介するもので、芸術は観るだけでなく、全身で感じるものというふうに鑑賞される方に来ていただくものでございます。是非、触れられる作品もございますので、23日までやっておりますのでお越しいただければと思っております。今日、夕方6時から西村陽平氏のトークイベントもございますので、お時間がございましたら、こちらのほうもお越しいただければと思っております。

説明は以上でございます。

高橋会長

ありがとうございました。御意見を伺いたいんですけれども、時間がありません。とても議題が多くて掘り下げて検討できませんでした。報告事項の取扱いについては少し検討させていただきたいと思っております。やはりしっかりとこの会で様々な重要な議題について検討しないといけませんので、今後の報告事項の数によっては取扱いを少し検討させていただいて、充実した検討ができるようにしたいと思っておりますので御容赦ください。

意見がおありの場合は、是非とも事務局のほうに出していただければありがたいと思っております。

それでは以上を持ちまして、愛知県障害者自立支援協議会を終わらせていただきます。